



RAKUWA
lecture of health

らくわ健康教室

2015年10月7日



ほっとサービス 家事代行

～ 在宅サービスの今後を見据えて ～

洛和ヘルパーステーション山科
介護福祉士

うえ むら りゅうすけ
上村 竜介



発展、ともに前へ…
洛和会ヘルスケアシステム®

はじめに

在宅サービスといえば、介護保険制度に基づいたホームヘルプサービスがよく知られていますが、同サービスにはさまざまな制約があります。今回は、ヘルパーができること・できないことをお知らせしたうえで、家事代行サービスについてお話します。

ヘルパーができること：○ できないこと：×

- ① 頼んだ買い物のついでにビールも買ってきてほしい
→× 生活の必需品にあたらぬ嗜好品の買い物代行はできません。
- ② 頼んだ買い物のついでに化粧品を買ってきてほしい
→× 化粧品も必需品として認められていません。
- ③ いつもはAスーパーだけれどBスーパーでお肉が特売なので、買ってきてほしい
→× 契約の段階で決めた買い物場所以外には行けません。
- ④ 部屋の掃除のついでに草むしりもお願いしたい
→× 掃除支援の契約でも、居住に直結した寝室などのほかはできません。
- ⑤ ついでに子ども部屋の掃除もお願いしたい
→× 利用者ご本人に直接関わらないご家族のエリアはできません。
- ⑥ 電球の交換をお願いしたい
→○ 簡単な電球の取り替え程度ならできます。
- ⑦ 毎日、掃除に来てほしい
→× ケアプランで特別に必要が認められている以外はできません。
- ⑧ 娘と暮らしているのだが、洗濯は代行を頼みたい
→× 同居のご家族がいる場合、基本的には生活援助ができません。

- ⑨ 今出掛けしているけれど、買い物に行っておいてほしい
→× 利用者さまが家におられないときはできません。
- ⑩ 買い物に、今日は私も連れて行ってほしい
→× ケアプラン外の急な対応はできません。
- ⑪ ヘルパーのAさんを指名したい
→× できるだけご希望に添えるよう努めますが、確約はできません。

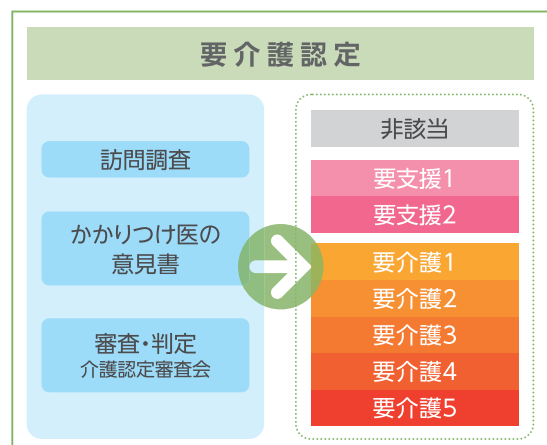
以上のように、介護保険制度に基づいたヘルパーサービスには制約が多いことをご理解ください。保険料を納めている加入者への配慮という面もあります。

介護認定の仕組み

超高齢社会の日本では、2025年には国民の30%が65歳以上の高齢者になるといわれており、心身の衰えで支援を必要とする人が増えています。

介護保険は、65歳以上の方と特定疾患を患っている40歳～65歳の方を対象に、必要な支援を行う制度です。

介護保険を利用するには、まず要介護認定を受ける必要があります。役所の担当窓口で、ご本人またはご家族が直接申請できますし、高齢サポート（地域包括支援センター）やケアマネジャー、介護保険施設が代行申請することもできます。申請後、所定の手続きを経て、要介護認定がなされます。





非該当の人を除き、軽い方から要支援1、要支援2、要介護1～5の7段階に分かれ、各段階に適したサービスが受けられます。

介護サービスと介護予防サービス

現在は、要支援1・2の人は「介護予防サービス」を、要介護1～5の人は「介護サービス」を利用できます。

このうち介護予防サービスは、ヘルパーが利用者さまの活動の一部をお手伝いすることで、利用者さまの自立を促す支援ですが、法の改正により2017年度からは介護保険制度から外れる方向です。市町村が相応の自立支援を行うことになっていますが、まだ詳細はこれから詰めていく段階です。

介護サービスは、これまで通り要介護1～5の人を対象に実施されます。ただし、サービスの内容は変わっていく可能性があります。

介護サービスとは

要介護1～5の人を対象に、可能な限りご自宅で暮らすことを目標にヘルパーが支援します。入浴、排泄、食事の介助などを行い、個々の能力に応じた日常生活の維持を目指します。身体介護のほか、一人暮らしの利用者さまなどの場合は、生活全般にわたる家事などの援助（生活援助）も行います。具体的な援助内容は、担当のケアマネジャーがご本人やご家族と話し合ったうえで決め、契約書を交わします。

身体介護

- 排泄
- 更衣介助（着替え）
- 移乗・移動（車いすなど）
- 食事介助など
- 清拭
- 足浴・手浴

身体介護には、このほか、ご家庭からデイサービス施設などへの送り出し（着替え、身支度、持ち物確認、玄関までの移動）や迎え入れも含まれます。

生活援助

掃除・洗濯・買い物代行など

- 一般的な食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り
- 洗濯や衣服の整理など

↓

基本的には利用者さまの体には触れない

**訪問介護計画に位置づけられた、
必要性のある援助**

生活援助を利用できるのは、利用される方が一人暮らしの場合や、利用者さまのご家族に障がいや疾病がある場合、そのほか、やむを得ない事情により、家事を行うことが困難な場合です。

洛和会ヘルスケアシステムの生活支援（家事代行）サービス

今までの「介護保険対象外サービス」を含め、有料で提供するサービスです。2015年1月から、洛和ヘルパーステーション山科で始めました。京都市山科区で、40歳以上で在宅で生活されている方々を対象に、介護認定の有無にかかわらず家事代行サービスを提供します。料金は、1時間まで3,240円、それ以降は30分ごとに1,620円追加となります。

次ページのようなサービスが可能です。



● 掃 除

掃除機掛け、拭き掃除、
掃き掃除、トイレや浴室などの
水回り掃除



● 台 所

食器や調理器具の洗いや片付け、簡単なレンジ
まわりの掃除

● 付き添い

通院の付き添い、映画や地域のイベントへの付
き添い、買い物・外出の付き添い、退院時の付き
添いなど

● 食事の準備

● 買い物

買い物の代行

● 入院中のお世話

家に着替えを取りに行くことや、
洗濯、洗濯物干し、アイロン掛け



● 退院後のお世話

入浴介助など



● そのほか

季節の衣替えや押し入れの整理、冷暖房器具
の出し入れなど

このように、介護保険によるヘルパーのサービス
より、幅広いサービス提供ができます。

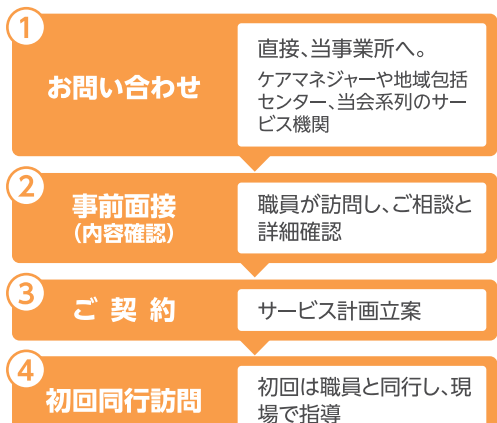
家事代行サービスでできないことは以下のとお
りです。

家事代行サービスでできないこと

- ペットや育児など、契約者以外のこと
- 旅行など、長時間にわたる援助
- 換気扇の掃除や網戸の張り替えなどの
専門的な援助
- 鍵を預かっての自宅訪問
- 訪問後の急な援助内容の変更

洛和会ヘルスケアシステムが行う サービスならではの特徴

家事代行サービスは、一般の企業や、家政婦
派遣などの業界でも行われています。ただ、当会
の特徴は、医療と介護の後ろ盾があることです。
介護保険を利用してヘルパーサービスを受けてお
られる方は、不足する点があればその分を家事代
行サービスで補えます。要介護以前の段階で家
事代行サービスを利用している方の場合は、お体
の具合が悪くなって要介護認定を受けることに
なっても、同じ事業所でスムーズに当会のヘルパー
サービスの利用に移行できます。介護保険との
使い分けを上手に行うことで、利用者さまの負担を
少しでも減らすことが可能です。



ぜひ一度、ご相談ください

住み慣れた地域で暮らせるよう、家のことをお手伝いします。

★ 洛和会ヘルスケアシステム ★

生活支援 家事代行 サービス

生活支援（家事代行）サービスとは、高齢者が住み慣れた地域で生活暮らすことができるよう、医療・介護だけでなく家事代行などの日常生活を支援・サポートするサービスです。

私たちに
お任せください！



洛和ヘルパーステーション山科

TEL 075 (581) 6918